



985号  
2024年7月16日  
郵政産業労働者ユニオン  
呉支部発行



←中国地本HPへ  
PC・スマホ等から  
この情報が閲覧可！



メールはこちら→

# 地域格差の是正必要

## 最低賃金の地域問題

最低賃金制度は、最低賃金法に基づき国が賃金の最低限度を定め、使用者は

	島根県 904円	鳥取県 900円	岩手県 893円
山口県 928円	広島県 970円	岡山県 932円	東京都 1,113円

【2024年7月時点、最低賃金の一例】

その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならないとする制度である。

各都道府県で最低賃金が決まるが、働く地域による格差が生じる。

このような格差を是正する為、1978年に始まった都道府県ランク区分を現在の4区分から3区分に改正される見込みである。

しかし、40年以上続いたランク分けによって、最低賃金に大きな差が生じている。

## 最大220円の時給差

東京都と岩手県では時給で220円の差が生じている。

この差はとても大きい。岩手県で8時間労働するより、東京都で7時間労働した方が給料額は多くなる。

中国地方の5県の中でも、広島県と鳥取県で時給70円の賃金差がある。

労働人口減少によって、地方の産業が衰退する前に、労働者が都市部に集中させる可能性が高い制度は見直しが必要だ。

## 全国一律の必要性

正規社員と非正規社員との不合理な待遇格差をなくし、均等待遇を確保する為、同一労働同一賃金ガイドラインが策定されたが、これによって問題が解決したとは言えない現実がある。

最低賃金が全国一律となっても、解決すべき課題は残る。

年収を見た場合、現在の最低賃金付近である年収200万円以下の割合は全所得者の2割もあり、早急な底上げが望ましい。

物価高や実質賃金の低下で国民生活が厳しさを増している今だからこそ、対応が求められる。

## 企業への配慮と対策

日本の企業は99%以上が中小企業となる。

中小企業にとって最低賃金の急激な上昇は、事業存続の危機に繋がり易い。

逆に大企業は、企業献金を行えるほど資金を潤沢に持ち、政治家等に影響を与えている。

多額の企業献金を行う大企業への優遇対策ではなく、中小企業支援が重要となる。

労働者数で見れば、7割が中小企業で働いているからだ。

## 2024春闘について

連合は2024春闘の最終集計で、平均賃上げ率が5.10%であったと公表した。

ベースアップと定期昇給分で5%以上となるよう連合は求めていた。

しかし、賃上げ率が十分とは言えない現実がある。実質賃金は、前年同月より、1.4%減り、過去最

長を更新する26カ月連続のマイナスとなっている。

一方で労働者が受け取った現金給与である名目賃金は29カ月連続してプラスである。

賃金上昇が物価に追いつかない状況が続いている。

## 最低賃金について

5%を超える春闘の賃上げや物価高を考慮し、前年度以上の最低賃金アップが求められている。

中央最低賃金審議会では、現在の最低賃金の加重平均1004円から、1050円付近での調整が議論されている。

中央審議会の目安が決まれば、8月に各地域の最低賃金額が公表される。

なお、厚生労働省等には、地域格差是正の為、全国一律の最低賃金を求める要望が上がっている。

## 常識と法の狭間

過去最多の56人が立候補した東京都知事選挙。選挙ポスター枠が足りない事や無関係ポスターの張り出し等、選挙に関する問題点が噴出した。

選挙妨害で逮捕者が出る事態にもなった。

法で禁止されていないければ、何をやっても自由という軋轢が出た形だ。

政治と金の問題で揺れる自民党もそうだ。

政治パーティーで裏金作りが明らかとなった。

法律を作っても、解釈の違いや時代の流れで、正常な機能が期待できない場合がある。

国民の代表である政治家や政治家を目指す人こそ、自律の精神が求められる。

## 今後の予定

● 8月6日(火) 17:00~  
第10回呉支部執行委員会  
支部事務所

次号は 8月6日 予定